

平成26年度 第1回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年4月22日（火）
午後2時30分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第二庁舎3階305
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員 鈴木（れ）委員、鎌田委員 中委員 大野 委員
大津委員 平原委員 中村委員 森山委員 田村委員 上平委員
米澤委員 杉田委員 栗飯原委員 小泉委員
- 4 欠席委員
鈴木（孝）委員、鈴木（五）委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
古林障害者支援課課長補佐 矢代障害者支援課課長補佐
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
2名
- 7 議題
 - (1) 答申の報告について
 - ・流山市福祉手当の支給の見直しについて
 - (2) 諮問について
 - ・流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定について
 - ・（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について
 - (3) その他

8 議事録（概要）

（小島議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は17名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。2名の方が審議会を傍聴したいとのことで申し出がありましたので、議長として承認いたしましたあらかじめ御了承ください。

それでは、議事に入ります。答申の報告について、流山市福祉手当の見直しについて答申につきましては、4月4日井崎市長に答申いたしました。委員の皆様から寄せられた意見につきましては、事務局の方からご報告をお願いします。

（事務局：小西障害者支援課長）

今会長からお話がありましたように4月4日に小島会長と鎌田職務代理者よりまして、市長に対し流山市福祉手当の見直しについて答申をいただきました。事前に答申書の写しを配らせていただいておりますが、内容のおりとなっておりますので、御審議いただきましてありがとうございました。

（小島議長）

それでは、諮問に入らせていただきます。今回の諮問は3件ですそれでは、染谷健康福祉部長から諮問をお願いします。

（事務局：染谷健康福祉部長）

「流山市高齢者支援計画の作成について」諮問書朗読

「第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について」

諮問書朗読

「（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について」

諮問書朗読

（小島議長）

それでは、最初に諮問がありました流山市高齢者支援計画の作成についてを審議します。

（事務局：早川介護支援課長）

高齢者支援計画の作成についてその進め方をあらかじめ配布いたしました資料でご説明します。この高齢者支援計画は、老人福祉法に基づく高齢者の保健福祉計画として、介護保険法に基づく介護保険適用計画の二つの内容を持った

計画でございます。介護保険計画が3年ごとに策定することとなっておりますが、老人福祉法では、老人福祉計画を介護保険法と一体になって策定することとなっておりますので、両計画を流山市では、高齢者支援計画として定めているところでございます。今回この策定作業を今年度1年掛けて進めてまいります。計画期間は、平成27年度から29年度までの3カ年の計画として策定するものでございます。策定方針でございますが、流山市も今後高齢者が増加してそして全国的に、言われています2025年にはいわゆる段階の世代が要介護認定の可能性が高くなる75歳以上となりますが、そのときに向けて地域包括ケアシステムという簡単に言えばお世話の必要な方を医療や福祉等様々な仕組みで民生委員あるいは、地域のボランティアなど様々な方が担い手となって支え合う地域社会を構築しようというのが、地域包括ケアシステムの概念でございますが、このシステムを構築していくことが、今回の高齢者支援計画の一つの大きな目標となっているとして進めてまいりたいと考えております。

この高齢者支援計画の策定手続きにつきましては、市民参加に基づいた計画手続きを行ってまいりますので、まず高齢者の実態調査の実施でございましてこれはすでに行っております。これは、2月の20日から3月14日までを期間として実施いたしました。この資料の後ろや別添にA3で付いておりますが、一般高齢者は要介護認定を受けていない高齢者の方々2千人を無作為に抽出し、また認定者（介護保険の対象者）を無作為に2千人抽出しさらに市内の介護保険の事業者約150か所にアンケート調査を終わっております。アンケート調査の内容といたしましては、御自身の身体の状態や介護保険サービスや福祉サービスに対する意向そのような調査を行いました。先般この調査を終わったところですが、今委託業者が集計作業をおこなっております。次回この高齢者支援計画を報告させていただくときには、報告できる形にしたいと考えておりますが、委託業者から入ってきた情報によりますと最終的に回収率は2千人の一般高齢者では84.4%認定者の調査は72.2%であると報告が入っています。これは65歳以上の一般高齢者が前回81.1%でしたので、プラスの3.3%そして認定者の調査が62.9%でしたから9.3%の増ですので、前回より多くの方に御協力いただけたと考えています。こう言った高齢者の生の声を意向としてとらえましてできる限り計画に反映して行きたいと考えております。また、計画の策定にあたりましては、計画の3地区懇談会を実施し、地域に積極的に出ていきまして、市民の方がたと意見交換をしてみたいと考えております。後ほどの（仮称）地域支え合い条例でも説明があると思いますが、この7月に市内4地域、北部、南部、中部、東部で地区懇談会を開いていきたいと考えております。これは広報等でお知らせして行きたいと考えています。皆様のお手元にも配らせていただきましたが、介護保険につきましては、かな

り多岐にわたる制度改正が行われることとなっております。現在国会で審議中ですが、いつもですと地区懇談会は1回で終了してはいますが、今回は夏場と秋から冬にかけて2回設定していきたいと現段階で予定しているところです。お手元のスケジュール表の下から2段目も市民への周知として書いてありますとおりです。また、(4)でパブリックコメントの実施ということで、この審議会ですら10月ごろにパブリックコメントに向けた計画書の内容についてご説明させていただいて、御意見をいただきますが、その御意見を第1次答申としていただくか、中間答申としていただくかどうかその技法については後ほどお示しさせていただきますが、10月から11月にかけてこの審議会の御了解をいただいた上でパブリックコメントを掛けていきたいと、考えております。そして御手元の資料の策定体制は、この福祉施策審議会をはじめとして、庁内の策定委員会あるいは、ワーキングチーム等と作りまして十分な議論を重ね手続きを進めて行こうと考えています。特にこの中で庁内の策定体制でございますが、私たち職員で組織するワーキングチームと言うこの政策を根本から作り上げる部会がございます。ここに厚生労働省社会保障審議会介護保険部会審議会委員となっております淑徳大学の結城康博教授にアドバイザーとして参加していただいております。専門の先生にも協力いただきながら、今回の計画については十分な議論、丁寧な手続きをもって皆様のご意見をいただきながら、作っていきたいと考えております。そのスケジュールにつきましては、先ほど見ていただいたA3のスケジュールのとおりです。この福祉政策審議会につきましては、アンケート調査の結果や策定の骨子や内容あるいは、議論のポイント等を示させていただいて、御意見を頂戴したいと考えております。

そして、10月あるいは、11月にかけて第一次の答申をいただきまして、最終的にはこの高齢者支援計画にかかわる介護保険にかかる条例改正もありますので、これは来年3月の市議会に上程いたします。したがって、2月をめぐるといたしまして、この高齢者支援計画の最終的答申をいただきたいと考えておりました、皆様のお力を借りて策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

(小島議長)

本来でありましたら、委員の皆様からご意見、ご質問をいただくところですが、流山市高齢者支援計画の策定につきましては、今ご説明がありましたように答申が10月となっておりますので、今回3件諮問がありますが、この第1回審議会では、最後に事務局からご説明があります、流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について中心に議論してまいりたいと考えております。

つきましては、ただいまご説明のありました流山市高齢者支援計画策定につ

いては、皆様のご意見ご質問は、次回以降の審議会で議論してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。では続きまして第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について事務局の説明をお願いします。

(事務局：小西障害者支援課長)

第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について(案)と書かれた資料をご覧ください。その計画ですが、まず一番目計画の位置づけで、今回の計画は2つに分かれております、障害者計画と障害福祉計画の2つになります。障害者計画の方ですが、障害者基本法第17条による計画になります。この計画ですが、流山市障害者政策の全般に関する基本的な指針を定めるために計画するものでございます。障害福祉計画ですが、これは障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援する法律、一般に障害者支援法第88条に基づく計画で流山市がこれから提供する障害福祉サービスの提供量、いろいろなサービスがありますが、細かい数的な目標を立てて計画を定めるというものになります。事前に送付させていただきました、流山市障害者計画と流山市障害福祉計画水色のものがあると思いますが、これ一冊に障害者計画と障害福祉計画が分かれて載っている状況です。53ページをお開きいただきますと、現計画ですが、第3期障害福祉計画が載っておりますが、その前の部分に関しましては、障害者計画が記載されておましてこの一冊で2つの計画を載せております。お配りしたものは、現計画が載っております。現計画は平成26年度をもちまして終了いたしますため新計画の策定につきまして、審議会のご意見をいただきたく諮問させていただいたところです。計画の期間ですが、第5次流山市障害者計画は平成27年度から平成32年度の6年計画になります、第4期の障害福祉計画は、3か年計画になりますので、27年度から29年度までの計画になります。策定の理念ですが、「共に生き共に築く私たちのまち流山」を基本理念にして誰もが、個性を尊重して支え合う社会を目指すことを、理念として策定に当たりたいと考えております。4番目で策定の方針ですが、第四次流山市障害者計画及び第3期流山市障害福祉計画を踏襲して行く予定です。ただ、障害者自立支援法の改正法であります障害者総合支援法になって新たに追加されたサービスや制度があります。それらを織り込むとともに、新たに取組むべき施策も計画に盛り込んでいく方向性で考えています。計画の策定体制ですが、障害者の計画を話合う場では、この審議会以外に障害者の福祉推進会議がございまして、お配りした名簿の裏面に障害者福祉推進会議委員名簿と流山市地域民生委員協議会委員名簿がありますが、この2つの会議がありまして、障害者福祉推進会議は障害者団体関連の機関の経験者が入った会議がござい

して、こちらの方にも意見を聞きながら、計画づくりをしていく中で、福祉施策審議会に報告させていただきご意見を伺って、計画の策定を進めてまいります。スケジュールについてですが、今回A4の紙1枚とA3の紙1枚でお示しさせていただいております。今現在までの計画の策定の中ではA3の上の方ニーズ調査までが現在終わりました。今その内容を分析しているところです。それを基に計画に充てていければと考えております。今のところ分かっているのは、調査の回収率ですが、高齢者ほど高くなくて約50%ちょっととなっております。同じように今日諮問させていただいて、10月下旬を目途に答申をいただければその期間の中で進捗状況、内容、方向性については適時審議会にお話ししてご意見をいただければと考えています。パブリックコメントも介護と同様12月中旬から1月中旬を予定しております。その内容も審議会に報告しながら、計画策定を3月にしたいと考えております。

(小島議長)

委員の皆様にご意見を伺うところですが、先ほども申し上げたとおり皆様の御意見、御質問は次回以降とさせていただきます。

それでは、(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、事務局の説明をお願いします。

(事務局：河原社会福祉課長)

今回の諮問について1週間前に資料をお配りして事前に資料をご覧になって審議を進めるのが、本来の進め方ですが今回手続きが遅れまして本日お配りせざるを得なかったことについて、お詫び申し上げます。

今回の条例制定につきましては、私たちが考えているのが、非常時のことということもありまして、9月議会に提出したいという意向を持っております。その関係で逆算して行きますとその前にパブリックコメント・地域に出たの説明会そういったことを考えますと、厳しい日程となり委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、当審議会の答申を1か月程度でお願いしたいと考えております。これにつきましては、後ほどのスケジュールで説明させていただきたいと考えております。お配りいたしました(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定についてご説明させていただきたいと考えております。お手元にございますが、(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について今日お配りした資料に沿って説明させていただきます。1番目として制定の背景及び趣旨ですが、ここに書いてあるように、近年少子高齢化に伴い家庭や地域における人間関係希薄化が進む中で、孤独死が社会問題になっております。こうした支援の必要な高齢者等の孤立の危険性が地域社会にとって課題となって

おります。高齢者等が地域社会から孤立することを防止して地域で自立した生活を支えていくためにも、行政が提供する介護保険のようなサービスだけではなく地域においてもその実情を理解している自治会等が主体となった、支え合い活動の展開が重要となっております。

そこで、本市では、平成24年6月に“地域のきずなで孤独死ゼロへ”を目指して「流山市地域見守りネットワーク」を発足させ、自治会を中心に民間業者や民生委員・児童委員などと連携した日常的な見守り体制の構築を進めてきました。

しかし、175自治会の中で見守り活動を実施している自治会は現時点で30自治会に留まっており、また見守り活動を実施している自治会にあっても対象者の把握に苦慮している状況にあります。

全市的な普及が進まない背景として、自治会等に市から個人情報を提供するに当たり、個別に対象者本人の同意を得ることが障害となり、提供できる情報が本人からの希望に依って掲載される限られた範囲のものに留まっていることが最大の要因となっていると認識しています。

また、日常生活における地域での支え合い活動は、平常時だけでなく、災害発生時に避難が難しい方たちの避難支援体制を整備することにも繋がるものと考えています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、消防職員・消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

この東日本大震災の教訓も踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村は避難行動要支援者を把握して避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

さらに、本人の同意を得られない場合を除き、自治会等の避難支援等関係者に記載された名簿情報をあらかじめ提供することなどが規定されています。

なお、この名簿情報の事前提供については、本人の同意があることが前提とされているものですが、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合には、本人の同意を要しないこととされています。

本市では、この法改正を重要な転機と捉え、拒否の意思表示がないひとり暮らしの高齢者等について、日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に必要な情報をあらかじめ提供できるよう、個人情報の取扱い等の必要な事項を定める「(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例」を制定しようとするものです。

これにより、日常的な見守り活動や災害時の避難支援のためのより実効性のある体制の構築に繋げていきたく考えておりますので、福祉施策審議会の皆さまに意見をいただきたく諮問するものです。

本条例に定めようと考えている主な内容について、説明させていただきます。

(1) 当該条例における「支え合い活動」とは、地域による支援を必要とする方への見守り活動やさまざまな援助活動があり、さらにそれぞれの活動を連携させる活動が含まれます。

① 地域において、日常的に生活の状況を見守る活動これは今でも実施されていますが、洗濯物が干されているか、或いは雨戸が閉まっているかとか、日常的活動を見守るものです。

② ①に付随して行われる日常生活を支援する活動これにつきましては、①で通常と違う場合は関係機関に連絡する等の行動が含まれます。

③ として市等が実施する保険医療サービス、福祉サービス、その他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ的確に利用できるようにするための活動、これにつきましては、市のサービスを皆さんに知っていただくためのPRをする。民生委員や児童委員の活動が中心的内容となっております。

④ として支援を必要とする者の生命・身体または、財産に危険が生じまたは生ずる恐れがある場合支援の必要者の生命・身体または、財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動これは災害時を想定したもので、警察とか消防が携わる活動に加えて避難行動を支援する自治会にお願いする活動も含まれています。地域での支え合いは平常時だけではなく、災害時も重要な課題となっております。見守りネットワークは平常時が中心となっておりますが、平常時から災害時までの視点をもちまた災害対策基本法の改正を踏まえて災害時にも円滑な対応ができるように、情報の整理が必要と考えています。

次に、(2) 本条例において、団体等に対して提供することができる情報の対象者についてご説明します。対象者は、地域による支え合い活動による支援が必要な方として、

- ① 75歳以上の単身の世帯に属する者
- ② 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- ③ 身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- ⑤ 療育手帳（A等）の交付を受けている者
- ⑥ 要介護（3以上）の認定を受け居宅で生活している者

⑦ その他市長が必要と認めた者（①②以外の高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等）を考えております。

この対象者については、地域防災計画及び災害時要援護者避難支援計画に規定する要援護者との整合を図っていますが、単身世帯又は高齢者のみの世帯について、一律に65歳以上とすると見守りを必要としない元気な方も多く含まれることとなるため、75歳以上とすることを考えております。

なお、名簿を作成する上では、一定の要件を定める必要がありますが、必ずしも、その要件にあてはまらない方もいます。例えば、74歳以下の高齢者のみ世帯の方で、周囲からの援助が必要な方、また、子育て世帯は、高齢者、障害者とは違い、それだけでは見守りの対象とはなりません。両親とも病気がちである等の特段の事情がある方などもいるので、本人からの申し出があれば、市がその必要度を判断し、名簿への登載を行いたいと考えております。

次に（3）情報を提供することができる団体等についてご説明します。情報を提供できる団体等は、

- ① 自治会② 社会福祉協議会③地区社会福祉協議会④民生委員
- ⑤ 児童委員⑥警察署⑦消防署とすることを考えております。

名簿については、法律で守秘義務の課されている民生委員・児童委員などに加えて、地域で支え合い活動を行う主体として、地域全体の様々な課題を担っている団体である自治会、地区社協などに提供できることとしたいと考えております。

（4）次に、提供することができる情報についてご説明します。

提供できる情報については、

- ① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 支援等を必要とする事由⑦ その他市長が必要と認める事項としたいと考えております。

これについては、一部改正された災害対策基本法に規定される災害時避難行動要支援者名簿の記載事項との整合を図っています。

（5）自治会に提供する名簿への登載の要件についてご説明申し上げます。

75歳以上の単身の世帯に属する者75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者これらには、当該者からの同意を得ることなく情報の提供を行うことができる。ただし、当該者から不同意の申出があった場合は、当該者に係る情報の提供は行わないとしております。名簿への登載は、全員の同意を得て登載することが望ましいと考えております。ただその結果支援の必要な方の多くが名簿から漏れてしまうのであれば、地域での実効性のある支え合いができなくなります。また災害時の避難支援等の実施に関わる自治会等の関係者に避難行

動に支援が必要な方の名簿情報を予め平常時から提供することができれば、災害時に優先されるべき生命や身体財産を守ることに繋がると考えております。したがってこれらの方につきまして、具体的には郵送で名簿登載にお伺いをたててまいります。これについて拒否ということであれば、お返事をいただきまして、登載しないということにさせていただければ、お返事のない方は登載させていただくとの考えです。これにつきましても1度だけでなく返事のなかった人に名簿に登載させていただきましますと連絡をした上で登載させていただきたいと考えております。

②【(2) ③④⑤⑥】に該当する障害者、要介護認定者等の方からの同意を得たのちに名簿に登載したいと考えております。その他【(2) ⑦】市長が必要と認めた者に該当する方は、本人の申し出があった場合に情報の提供を行うことができる。

次に(6)ですが、自治会及び地区社会福祉協議会に対する情報の提供の手続きは、当該自治会及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、情報の提供を行うものでございます。

②として申出をしようとする自治会及び地区社会福祉協議会は、市長に対し、名簿管理者を届出なければならない。

(7)ですが、自治会及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該情報の提供を受ける自治会及び地区社会福祉協議会と、下記について、当該情報の取扱いに関する協定を締結する。

① 提供する情報の対象者が居住する区域② 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項③ 情報の管理の方法に関する事項④ 協定に違反した場合の措置

⑤ その他情報の管理に関し必要な事項情報を安全に管理するため協定を締結したいと考えております。

(8) 情報の提供を受けた団体等は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(9) 情報の提供を受けた団体等は、当該条例に規定する目的以外のために、提供された情報を管理、閲覧、利用、提供してはならない。

(10) 名簿管理者等は、支え合い活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。守秘義務を規定しております。以上が私達の考えている条例になります。

次の制定期間ですが、スケジュール表に沿ってにご説明します。大変タイトな日程となり、委員の皆さまにもお忙しい中、無理なお願いとなり大変恐縮ですが、平成26年5月下旬までに審議、答申を頂いた上で、平成26年9月議会に条例の議案を上程し、平成27年4月の施行を目指していきたいと

考えております。

審議会の日程についてですが、本日の第1回審議会での諮問に続き、5月2日（金）9時30分から第2回審議会、5月14日（水）15時から第3回審議会を開催していただき、本条例について審議を頂き、5月20日（火）14時から第4回審議会を開催していただき、そこで答申案の取りまとめをお願いしたいと考えております。委員の皆さまにおかれてはご多忙のところ大変恐縮ですが、重ねてご協力をお願いいたします。

第4回審議会での答申案の審議を踏まえ、後日答申をいただいた上で、条例素案について、庁議等の庁内的な手続きを経て6月議会において議会全議員に説明を行い、パブリックコメント手続を6月23日から1か月間実施して市民の皆さまのご意見を伺う予定です。

これと合わせて、7月には市内4地区でタウンミーティングを実施し、本条例について市民の皆さまに説明し、最終的に議案として9月議会に上程したいと考えております。

条例制定後については、周知期間を設け、タウンミーティング等を通じて、積極的に市民や自治会等に説明・周知を図り、市民の皆さまをはじめ自治会等の関係者のご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

その上で、対象者への意向確認調査を実施するなど、不同意の意思表示等を行う機会を担保しながら、当該条例の規定に基づき、あらかじめ自治会等に情報の提供を行うことができるよう名簿を整備して、日常的な見守り活動や災害時の避難支援のためのより実効性のある体制の構築に繋げて参りたいと考えております。

雑駁ではございますが、以上で私からの説明とさせていただきます。

（小島議長）

事務局から、（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について説明がありました。この条例の制定について皆様の御意見・御質問等をいただきたいと思っております。

（鈴木（五）委員）

私は駒木台第1自治会所属で350世帯で防犯パトロールを10年位やっていますが、女性の方々は皆と交流したいということで、防犯パトロールに出ますが、今お話しになったことと関わるのか分からないのですが、まず大前提に自治会の加入率が問題で、柏市なんかは、73%しか加入していない、4人に一人は自治会に入っていないのが実態でして、次回でけっこうですが、流山市の自治会の加入率どのくらいあるのか、加入率が低かったとしても、こ

ここに提案があったことは必要なことだと思うのですが、私の自治会の経験から言うと、たしか流山市役所から見守りの要請があったとき、役員会を開いて議論しましたが、たしか市役所に見守りの登録をした人が1人暮らしの人が、51名いて8名でした見守られたくないという人が案外多いのですよ、見守りをされるのは、あの人だったら良いけどあの人はいやだとか、地域は意外と複雑で面倒なもので、自治会長や民生委員と相談して、一番現実的なのは、年に4回の自治会費の集金に各班の班長が、回るとき情報収集ができるので、自治会館で行う集金時に民生委員と自治会長が隣の部屋に控えていて、班長さんはそこに寄って一人暮らしや老人世帯の状況はどうなっているか、自治会は把握すると言うことで、個別に声掛けはできないというのが実態です。私の入っている老人クラブは最近再編成し350世帯で51名の加入ですが、いつも出てくる人は同じ顔ぶれで、出てこない人をどうしたら良いかが難しくて頭を悩ませています。もう一点先の3.11のときに私は、柏の社協に関係していて、思ったのは社協や介護事業者やNPOなど定期的にサービスを受けている人のところには災害があると、その団体から連絡が入るが、何もサービスを受けていないとチェックしてもらえないと思いました。今自治会は何処もそうだと思いますが、理事は1、2年の輪番制で皆やりたくないから、自治会はすごく弱体化していて、自治会活動の継続はとっっても難しくなっています。そうするとこの市が情報を提供したりすると思いますが、市役所が、介護サービスの事業者や、宅配サービスをしている株式会社やNPO等の定期的にサービスを提供している者を横につないで、この人はどのようなサービスが入っている市役所が業者を横につないで、情報収集すると要介護・要支援の情報は把握できるのではないかと思います。

(事務局：河原社会福祉課長)

自治会加入率ですが、平成25年10月1日の加入率について資料がございますので、ご報告いたします市内の世帯数が、63,867件自治会加入件数が48,832件で率にして、71.43%です。

自治会への加入が高くない実態は大きな課題で、災害時に地域で活躍するのは明らかであることから自治会への加入が高くするよう市としても努めていく必要があると考えております。

(大野委員)

資料2頁、2(3)情報を提供できる団体等は次のとおりですとなっておりますが、民生委員、児童委員と分かれているが、団体として捉えらるれば、

民生委員児童委員協議会としていただけたらありがたいのですが、何か意図があってあえて分けているのですか。

(事務局：河原社会福祉課長)

団体等という表現を使わせていただいたので、民生委員と児童委員と区分けさせていただいたのですが、民生委員児童委員協議会としてということであれば、検討させていただきます。個人単位よりも活動し易いとのことであれば、団体に情報を提供させていただきます。

(事務局：染谷健康福祉部長)

民生委員法、児童福祉法、それぞれの法律に基づいた、位置づけがあると考えております。しかし、民生委員と児童委員と分けて書くのが適切かというところは、一緒になっています。ただ、実際に情報を提供し、運用していくのは、窓口となつていただくのは、大野委員が会長されている民生委員児童委員協議会という手続きになると思います。

(上平委員)

この問題につきましては、前からここまで踏み込んでいただいてありがたいなと思いますが、問題は情報をいただいたからと言って何か大きく変わるわけではないです。頂いた情報で、見守りの対象になる方々をどのようにアプローチして対応していくのが、大切なのです。情報は流しました、後は宜しくでは済まないと思います。流した後どうするかを詰めていかないと、それぞれいただいたところが、どのような横の連携を取って、それぞれがどうするかきちんとしておかないと、混乱が起きてしまうということも考えられるし、その辺をどうしていくか、具体的に議論をしていく必要があると思います。

ご説明の中で、資料3頁、(5)情報の対象者について。当該者から不同意の申し出があった場合とあるが、不同意であることの確認方法をどのようにするのかを想定しているのか。

(事務局：河原社会福祉課長)

不同意をどのような形で確認していくかについては、この条例が可決されて、市民への周知を経て、その後住民票等のデータを基に該当する全世帯宛てに通知を差し上げます。中には返信用封筒を同封して、不同意である方々には返信を頂くということで、考えております。そして回答がない方々については、再度名簿に登載させていただきますとの内容で通知を差し上げその上で不同意が出ればその方も不同意とさせていただきます。

(上平委員)

名簿に掲載されない市民も出てくることもありうるということか。

(事務局：河原社会福祉課長)

不同意であるという意志は尊重させていただきます。

(染谷健康福祉部長)

ただし、これは平常時においては名簿には掲載できませんが、災害発生時や災害が発生する予想がある時は、市災害対策本部を通じて、各自治会等にも不同意の方の名前も掲載した名簿を提供することとなります。

今現在で見守りを実施しているのは30自治会、これから見守りを実施する意志があるのは58自治会あります。実際に行っているところはまだいいのですが、意思はあるけどまだ実際に行っていないところをまず攻略したいと思っております。その後はまだ110余の自治会がありますが、いっぺんにこの自治会の皆様に見守りしてくださいと言っても無理な話ですので、足繁く地元に入って見守りの重要性御理解いただかないと無理だと思っておりますので、地道に地元の皆さんに説明していく必要があると考えています。

(上平委員)

できれば民間のサービスもいろいろありますので、行政だけではなく、民間のサービスも取り入れたほうが良いのではと思います。

(染谷健康福祉部長)

平成24年7月から「地域見守りネットワーク」がスタートしまして、その中で、さまざまの業者の方に通報してくださいとお願いしています。24年度25年度26年度もさまざまな業種の皆様に、新聞配達業者や牛乳配達業者など多くの民間業者にも何か異変があった場合には通報いただいております。まだ大きな事にはなっておりませんが、民間事業者から情報をいただくという体制は既にスタートはしております。

(上平委員)

そうであれば、市民の方々への広報は、行政はこうです、プラス民間のこう言うものがあって、トータルでこうなっていますよと周知していただきたい。

(粟飯原委員)

入口の話で、恐縮ですがタイトなスケジュールですよね、もう少し時間をいただければと思いますが、それは無理でしょうか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

このような、タイトなスケジュールになってしまったことは、お詫び申し上げます。平成26年度の福祉手当の見直し、と言う大変大きな問題の御審議をいただいております、あれを終わってからと考えていました。遅れてしまって誠にもうしわけございませんでした。もう一つはこの5月までに答申をいただきたいというのは、まず9月議会に上程して、御審議いただいて、承認されたあとの半年間で、自治会の皆さまをはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員の皆さまなど様々な団体の皆さまのもとへ説明に伺いたいと考えています。特に自治会には、先ほど申し上げて30自治会が見守りを実施しておりますが、これを60・70と増やしていくため説明会を行いたいと思っております。もう一つは要援護者の避難支援名簿を来年の4月から出せるようにするには、後半の半年間その名簿の作成の準備期間として考えています。その準備の期間説明の期間を十分に確保するためにも9月議会に上程させて頂きたくないとぞお願い申し上げます。

(粟飯原委員)

この後諮問は2件あるが、審議会として今後どのように動いていくのか気になったものですから、質問しました。

(事務局：染谷健康福祉部長)

河原から説明いたしましたが、もう2つ高齢者介護を含みます、流山市高齢者支援計画の策定について、第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定については10月の答申を頂ければと思っております。まずは、(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について審議していただくようお願い申し上げます。

(鈴木五郎委員)

条例の内容の2(2)について。①～⑦まで列挙されているが、この中の一部のことを避難行動要支援者として市役所に挙げるのか、①～⑦までは避難行動要支援者であるのか教えて頂きたい。どの場合が、避難行動要支援者か教えてもらいたいのですが。自治会が①から⑦のなかから避難行動要支援者として

判断するのであれば基準を教えてください。

(河原社会福祉課長)

該当する方々のデータはあるので、把握できる状態であります。災害が発生した場合、①～⑦に該当するすべての方々の名簿を自治会にお渡しするという考え方であります。今回の条例は、通常時に関しては、ご本人の意志でその情報を自治会等に提供できるか否かを考えていただく必要があるということです。例えば、身体障害者手帳をお持ちの方療育手帳をお持ちの方要介護の方に関しては、私たちの手元にはデータとして名簿はできているのですが、それをすべて自治会の皆様方にお出しできるものではないと考えています。

(鈴木五郎委員)

実際に避難行動の支援をどのようにするかについては、これから決めていくという考え方で良いか。市役所で①から⑦の人で同意を得られた人の名簿を作るのですか。

(事務局：河原社会福祉課長)

それを通常時から、見守りの対象として、それは見守りをやっていたいて自治会に限りませんが同意を得られて自治会に名簿を提供したいと考えています。

(事務局：染谷健康福祉部長)

流山市災害時要支援者避難支援計画（平成20年3月）「以下、当計画と呼ぶ」があるが、これは7年前のものであります。内容は、災害時の要支援者名簿、災害時避難支援計画書、災害時要支援者名簿には肢体不自由や要介護者をどのように誰が助けるか書く計画書があるのですが、これを平成19年度に作っていますが、この計画の見直しをしたいと考えています。もっとも現在にマッチした形にしたいと思っております。この計画書に書かれている個人の支援計画書この条例によって容易に情報が得られるようになりますので、この計画策定に利用して行きたいと思っております。支援計画については、27年4月以降できる限り早く必要とする自治会にお配りしていきたいと考えております。

(鎌田委員)

地域助け合い活動推進条例の制定ということは、必要なことだと考えています。3.11という非常に大きな災害もありましたし、認知症の高齢者の方々

が年々増加傾向にあり、なかには身元も不明な方々も多くいると認識している。そのような状況においては、今回のような条例を制定することで、普段から見守りを行っていくことは大変重要で早く制定していただきたいと思います。

名簿の作成について、今現在見守り活動を実施しているのは175自治会中30自治会のみであり、また、せっかく名簿が完成しても、実際に自治会から申し出がなければ、配布されないとのことで、登録されて見守ってもらえると思っても、自治会が申請しなければ、見守りの方々も来ないという事態も起こりうるという懸念もある。

資料 2 (1) ④について。具体的に民生委員さんは何をする、社会福祉協議会は何をする等具体的に条例の中に組み込むのかを教えてください。名簿をいただいて自分たちが災害時どこまで責任を負うのかそこまで、条例に書き込まれるのかそれから、是非条例に入れていただきたいのですが、介護状態の方が緊急時ご近所の方が助けてくれるのはとても助かるのですが、あまりご近所の方が出ただけでないというのは、お元気だったところご近所の方とお付き合いをしていたのか、その地域がどういう地域か、皆さんが助け合う地域か、実際の緊急時において、大事なのは普段の平常時からの助け合い、支え合いの地域、社会であるかが重要です。市役所からもそれを支えるバックアップ体制が必要であると認識する。そのようなことも今回の条例のなか書いて欲しいです。

(事務局：染谷健康福祉部長)

第1点目は私たちも非常に悩んでいるところです。せっかくいい名簿を作成したところで、利用がないようであれば意味を成さない。せっかく手を挙げて人が見過ごされてしまいます。今現在実施しているのが、30これから見守りをやろうとしている自治会が58はもちろん、これを増やさなければなりません、それを待っているわけにはいきません、それを少しずつ増やしていく間にやっていただくのは、民生委員、児童委員の方々の活動でご協力いただくか、また今現在も活動して頂いている15地区社会福祉協議会のうち見守り活動は14地区の方々に引き続き見守りをお手伝いいただくことを考えています。ただ、最終的に流山市が目指しているのは、見守り活動の中心的な存在であるのは自治会であると考えています。

(大野委員)

3. 11東日本大震災が起こる以前から、全国の民生委員児童委員は、「災害時一人も逃さない運動」を展開していました。それで、名簿は頂いておりますので、自分の地域にどのような方々が住んでいるかは把握しています。さきほど染谷健康福祉部長の説明にあった、流山市災害時要支援者避難支援計画(平

成20年3月)が策定されたときにも、該当者の手上げ方式でどのような支援が必要であるかを調査したときあまりなかったのです。その理由は、それ以前に民生委員や地区社会福祉協議会が調査したものとほぼ同じものであったからであり、何度も同じような調査を受けたくない、私は民生委員にお願いしているのだから、別の団体にはお願いする必要がないなどという返答もあった。私は、提供したいと思いますが、民生委員の中には自分が集めた資料を提供したくない気持ちはあるとは思いますが、この条例が制定されることで、民生委員が所有するような名簿との擦り合わせもしていければと思っています。

(鈴木(れ)委員)

3・11のような大災害が発生した場合、まずは自分達の身の安全だろうし自分達家族の安全が確保できたら、周りの人だと思っています。要援護でこの人に助けてもらいたいと書いてもその人が駆けつけてくれるかどうかわからない、それに何でも市役所がやってくれると思っている人が多いのですが、市役所自体稼働しているかどうか、3・11の時は執務時間内であったし、学校も下校前だったので、何事もなく済んだのですが、これが、通学途中や通勤途中で万が一災害が発生した場合安全確認も難しいという話になって、夜中なら家族と一緒にいるから大丈夫だろということで、話が終わったのですが、結局昔ながらのご近所との付き合いが最も大切であると結論に達してそれ以上話し合いが進んでおりません。

(事務局：河原社会福祉課長)

まずは自助が大切であるということは、おっしゃるとおりだと思います。自分が動ける状態かどうか自分が動けなければ周りの人を助けられないので、高齢者の方も障害者の方も、まずは、自分自身で考えていただくことが大切です。周りで動ける余裕がある方々が支援にまわっていただくことが基本であると認識しています。

(鈴木(れ)委員)

よく自助・共助・公助と言うではありませんか、そこで自治会でも災害に備えて、こんな物を揃えよう等と言っていたら、そんなのは自治会費の無駄遣いでは、何かのために貯金しましょうということで、貯金していましたが、今は、解体して皆さんに返してしまって、どうなっているか分からないなこの自治会はと思っているのですが。

(事務局：染谷健康福祉部長)

市役所全体で約1300名の職員がいますが、今現在において、流山市内在住者はかなり減って以前は7割近くが、市内に住んでいましたが、今は5割を切っているような状態だと思います。有事の場合鈴木委員がおっしゃるように、市の職員がすぐ行ってお助けできるというのは、不可能ではないかですから、常日頃から、お隣の方、ご近所の方が、助け合えるシステムを作っていただくために、このような計画づくりを進めておりますので、是非その点ご協力ください。私たちも有事の時すぐ駆けつけますよと約束できないのですが、そのため訓練や組織化が必要であると考えております。

鈴木委員にお伺いしますが、実はこういう言い方をすると失礼かも知れませんが、こうゆう名簿を作ると私の家には高齢者がいる介護4・5の介護度の重い人がいる、あるいは、家にはこう言う障害を持った人がいるということが、この計画では、同意があれば外に出て行きますが、すべてではないですが、自治会のなかでも担当する方だけでありますが、障害者の方がデータを出すということはどのようなものなのか、御意見をお聞かせいただければと思います。

(鈴木(れ)委員)

私は、地域の自治会にうちにはこういう子がいますと皆さんに伝えました。周りでこないだお兄ちゃんこうでしたよと知らせてくれるのですよ、3・11の後ですが、防災の会議を傍聴に行ったりして、その時民生委員の方とお話しをしまして、地域でこういう子が居ますよということで、警察にも行ったのですよね、見守りをお願いするため、でも今は交番が多くて駐在所が2つに減って交番なので、交代してしまうのでいつもその人が見ているのではなくて、話が止まっちゃうので、いつも見守りをしてもらえるわけではないのです。

(事務局：染谷健康福祉部長)

名簿を作って情報を共有させていただく点はどう思われますか。

(鈴木(れ)委員)

全員ではないのですが、役員の中では作ってもらいたいと話していますが、全員にアンケートを取ったら、どうか判りませんが、中にはちょっと困るという人もいると思います。

(上平委員)

市では、自治会がどのような見守りを行っているのかを把握していると思われるが、そのなかでも最もモデルとなりうる自治会があれば、自治会長を集めて懇談することがありましたよね、その他の自治会に向けてその先進的な取り

組みを説明してもよいのではないか。自治会はあまり横の連絡はなく他の自治会の情報はあまりないのです。そのような情報を掴んでいるのは、行政ですから、行政で見ていていいなと思う見守りがありましたら教えていただければ、参考になる自治会もあると思います。

(事務局：染谷健康福祉部長)

わかりました。

(杉田委員)

個人情報についての質問1つ質問させていただきます。自治会の役員が年度で替わるなかで、個人情報の管理や、今回の条例にもあるとおり守秘義務のことも大きな懸念事項であると認識する。民生委員であれば、守秘義務があるから良いよ、自治会はだめだよという人もでるのではないのでしょうか。特に障害者の方は我々になかなか入れなくて、ノータッチとなっていますが、災害時には全自治会に流れるわけで信用していただきたいと思います。

(事務局：染谷健康福祉部長)

障害者の方についてですが、条例が施行されてからお伺いしてでも名簿登載にご協力いただけるのであれば、そのようにしたいと思います。もう一つ守秘義務については、ある自治体ではペナルティを科す条例を定めている自治体もありますが、今回の流山市の条例ではペナルティまでは科すものではありません。ペナルティを科すから秘密の漏えいはしませんとは考えにくいからです。今度、この条例について説明していくなかで徹底的に個人情報をはじめとする守秘義務のこともあわせてきちんと説明していくことが大切であると考えております。

(鈴木五郎委員)

個人情報の管理、守秘義務のことは当福祉施策審議会のなかで今後も議論していくべき内容であると認識する。名簿を作って自治会に下した方が良いと思いますが、精神障害保健福祉手帳1級が含まれていますが、私の自治会でも精神障害のお家はそっと触れないようにしていますが、それ以外でも知られたくない人が結構いて、民生委員にも言わないようにしている人も居ますし、名簿を作成されなければ、災害支援が始まらないので、割りきる時期だと思いますが、特に障害をお持ちの方がいる世帯に対してはその世帯の気持ちを鑑みることも重要である。条例にペナルティが載せていったほうが個人情報保護の観点からもより安全であるという意見も考えられるがどうか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

福祉施策審議会のなかで議論をして頂ければと思います。

(鈴木 (れ) 委員)

先程の災害の名簿の開示の件ですが、何枚も書くのはいやなので、自治会とか民生委員に○をつけるようにしておいたらどうでしょうか。

(会 長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。
御協力ありがとうございます